

日本応用糖質科学会 東日本支部 若手奨励賞授賞規定

1. 本規定は、日本応用糖質科学会東日本支部（以下、「本支部」という。）が、本支部会員等に対して行う若手奨励賞の表彰（原案）・受賞（理事案）・授与（本部規定）に関して定めたものである。
2. 本支部若手奨励賞（以下、「若手奨励賞」という。）は、本支部に所属する若手研究者の優れた研究業績を表彰することにより、本支部所属の若手研究者の研究意欲を増進させるとともに、授賞によって受賞者のキャリアパスとしての活用を図ることを目的とする。
3. 第2項にいう優れた研究業績とは、澱粉を始めとする各種糖質科学および関連する酵素科学並びにそれらの関連産業の進歩に寄与する研究業績とする。
4. 若手奨励賞は、第2, 3項記載の研究業績をあげた本支部地域に居住、勤務または通学する正会員および学生会員に授与する。ただし若手奨励賞受賞者の年齢は、授賞年の4月1日時点で35歳以下とする。また、授賞の詳細は若手奨励賞授賞細則に規定する。
5. 若手奨励賞は年2件内外とし賞状および副賞を贈る。
6. 若手奨励賞の授賞候補者の選考は若手奨励賞選考委員会において行い本支部理事会にて決定し、本支部長名にて授与する。
7. 若手奨励賞選考委員会を構成する委員は5名以上10名以内とし、本支部理事の中から本支部長が指名する。選考委員長は選考委員の互選によるものとする。
8. 若手奨励賞の授賞候補者は本支部理事より推薦されることを原則とするが、会員が所定の様式にしたがって本支部長あてに推薦したのも有効とする。
9. 本支部理事および会員からの授賞候補者の推薦期限は、本支部通常総会に予定された日の3か月前を原則とする。
10. 授賞候補者の推薦に際しては、若手奨励賞候補者推薦書、若手奨励賞候補者推薦理由書、対象となる業績一覧と業績のコピーを、若手奨励賞選考委員会事務局に送付する。
11. 授賞は選考年の本支部通常総会にて行う。
12. 授賞に要する費用は、本支部予算をもってあてる。
13. 本規定は本支部理事会の承認を経て改正する。

付則 この規定は、平成28年1月1日から施行する。